

平成 年 月 日

砺波商工会議所 殿

(申込人)
住 所
事業所名
代表者名 印

記帳事務代行(記帳機械化)申込書

ご記入いただいた情報は、経営改善に係る相談・指導・斡旋、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用します。

記帳基本情報

(フリガナ) 事業所名(屋号)			
(フリガナ) 代表者名			
E - m a i l			
事業所所在地	〒		
	TEL	FAX	
業 種			
従業員数	人(うち雇用者数 人、家族従業員 人、役員 人)		
税 務 申 告	青色申告 白色申告		
減 価 償 却	定額法 定率法		
消 費 税 区 分	本則課税 簡易課税(事業区分:) 免 税		
利用開始年月日	平成 年 月 日から		

平成 年 月 日

砺波商工会議所記帳事務代行手数料預金口座振替依頼書

金融機関

銀行・信用金庫

信用組合

支店 御中

収納機関 砺波商工会議所

振替開始月日 平成 年 月 日

(契約者)

・住所

・事業所名

・代表者氏名

印

・電話番号

私（当社）が砺波商工会議所に支払うべき記帳事務代行手数料を下記指定口座振替によって支払うことを依頼します。

但し、預金の支払いの手続きについては、当座小切手の振り出しまたは普通預金請求書の提出などいたしませんので、機行（金庫・組合）所定の方法で処理して下さい。

(預金者)

住所

預金口座名

金融機関

銀行・信用金庫

信用組合

支店

当座

指定口座 普通 口座番号

記帳委託事務処理規約

（目的）

第1条 この規約は、地区商工業者の委託を受けて記帳事務代行（記帳機械化）を処理する方法ならびにこれにともなう本会議所および委託者の責任について定める。

（記帳事務の範囲）

第2条 1. 委託者は日々の取引の記録を作成し、整理して毎月本会議所に提出する。
2. 本会議所は委託者の提出した記録の範囲内でその責任を負う。
3. 本会議所はつぎの帳票を作成して委託者に渡す。

月次	合計残高試算 総勘定元帳（希望者のみ別に手数料）			
期末	総勘定元帳 貸借対照表	合計残高試算表 青申決算書	月別集計表	損益計算書

（委託手続）

第3条 委託者は記帳事務を本会議所に委託しようとするときは別に定める記帳事務代行（記帳機械化）申込書を提出し、専務理事の承認を得なければならない。

（手数料）

第4条 本会議所は次の手数料を徴収する。
（1） 月 3, 000円 （自動振替）
（2） 期末整理については別に1ヶ月分に同額

（秘密を守る義務）

第5条 本会議所は委託者の記帳事務代行により知り得た秘密を守る義務を負う。

（税理士の委嘱）

第6条 本会議所は委託者の税務書類の作成について税理士を委嘱して行う。

（その他）

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は専務理事が常議員会の同意を得て定める。

附則

この規約は 平成19年 4月 1日から実施する。